

JRR-3 の火災防護に対する安全保護系の系統分離について

令和 2 年 7 月 9 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

JRR-3 の安全保護系の系統分離については、平成 2 年の原子炉改造時における設置許可において、別冊 3 添付書類 8 の設計方針に「合理的に達成できる限り電氣的にも物理的にも独立性を維持するように設計する。検出器からの各ケーブル、電源ケーブルは、独立に各盤に導く。各スクラム系の回路は、盤内で独立して設ける。」と記載し、許可を取得しており、設工認においても図中に「安全保護系の計装は、それぞれのチャンネル間及び他の回路とは電氣的、物理的に分離する。」と記載し、認可を取得し、使用前検査にも合格しているものである。

以上のことから JRR-3 の安全保護系の系統分離については設置時に許認可を取得済みである。

なお、平成 28 年 9 月 2 日に行われた現地調査において、施工状況を確認いただいた上で当時の火災対策室長より、建家貫通部については、何かしらの方法で出来る限りの分離を図るよう指示があったため、設工認その 10 にて建家貫通部のケーブル分離を申請している。